

佐賀県告示第96号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和39年佐賀県告示第359号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、<u>政策課長</u>、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、<u>政策調整監</u>（主として政策の調整を総括する佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第22条第2項に規定する政策調整監に限る。）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。